

# 個人情報保護法ガイドライン（案）について

1. これまでの委員会における審議
2. 個人情報保護法ガイドライン（案）について（全体像）
3. 各ガイドライン（案）の概要

# 1. これまでの委員会における審議

## 第4回委員会（3/29）

※ガイドラインの基本的な考え方等について

- ✓ 当委員会が、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインを策定する。
- ✓ 現行の各省庁のガイドラインは、原則として当委員会が定めるガイドラインに一元化する。  
（ただし、事業分野の特性を踏まえた上乘せ・横出しにより保持されている秩序が維持されるよう丁寧に調整）

## 第9回委員会（5/26）

※安全管理措置・小規模事業者への配慮の基本的な方向性について

- ✓ 個人情報保護法ガイドラインで示す安全管理措置の内容は、原則、番号法ガイドラインに準じる。  
（ただし、マイナンバーと個人情報全般の取り扱い方の差異等を踏まえて必要な調整を行う）
- ✓ 小規模事業者への配慮の一環として、個人情報保護法ガイドラインにおいて、安全管理措置義務の内容について特例的な対応（手法の例示を含む）を定める。  
（ガイドラインの他にも、分かりやすい解説資料を作成する等、きめ細かな周知活動を実施）
- ✓ 特例の対象となる事業者の範囲・特例の内容は、原則、番号法ガイドラインに準じる。  
（ただし、マイナンバーと個人情報全般の取り扱い方の差異等を踏まえて必要な調整を行う）

※上記の他、個別テーマ（外国にある第三者への提供等）に関する委員会における審議においても、随時、ガイドラインの記載内容について議論。

## 2. 個人情報保護法ガイドライン（案）について（全体像）

- ✓ 改正個人情報保護法の全面施行に伴い、同法の監督権限が当委員会に一元化されることから、当委員会が、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインを定める。
- ✓ ガイドラインを定めるに当たっては、「外国にある第三者への個人データの提供」「個人データの第三者提供時における確認・記録義務」「匿名加工情報」については、法改正により新たに導入された内容であり、事業者における法の正しい理解や参照等の便宜にも考慮し、以下の4つのガイドラインを定めることとする。
  - (1) 通則編（個人情報保護法全体の解釈・事例）
  - (2) 外国にある第三者への提供編
  - (3) 第三者提供時の確認・記録義務編
  - (4) 匿名加工情報編
- ✓ なお、各省庁のガイドラインのうち個人情報保護法に関するものは、原則として当委員会が定めるガイドラインに一元化するが、一部の分野については、個人情報の性質及び利用方法並びに現行の規律の特殊性等を踏まえて、上記のガイドラインを基礎として、当該分野においてさらに必要となる別途の規律を定める方向。

（別途の規律が必要と考えられる分野の例）  
医療関連、金融関連（信用等含む）、情報通信関連 等

### 3. 各ガイドライン（案）の概要（1）「通則編」

- ✓ 個人情報保護法における主要な用語の「定義」・「義務」について、項目ごとに、関連する法律・施行令・施行規則の条文を掲載した上で、その基本的な解釈を記載。
- ✓ 現行法に関する基本的な法解釈は、これまで各主務大臣が共通に示してきた内容を原則踏襲。
- ✓ 法改正により新設された項目（要配慮個人情報等）については、施行令案・施行規則案のパブリックコメントの結果を踏まえた事例等も記載。
- ✓ 本ガイドラインが適用される事業者の分野・規模等が多種多様であることを踏まえ、「汎用的かつ分かりやすい内容」とする必要があるため、詳細な解説や事例等は本ガイドラインには記載せず、必要に応じてQ&Aやその他の解説資料等において記載することを検討。
- ✓ 安全管理措置（法第20条）については、これまでの当委員会における審議を踏まえ、原則、番号法ガイドラインの内容に準じるが（中小規模事業者の範囲・特例内容を含む。）、マイナンバーと個人情報全般との取り扱われ方の差異等を踏まえ、適切な内容・表現とする。

### 3. 各ガイドライン（案）の概要（2）「外国にある第三者への提供編」

- ✓ 法第24条で定められる「外国にある第三者への個人データの提供」に関する内容について、法及び施行規則の基本的な解釈を記載。
- ✓ 新たに導入される規律であることを踏まえ、法第24条が新設された趣旨や法第23条（第三者提供の制限）との適用関係についても記載。
- ✓ 特に「個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準」については、事業者の理解に資するよう、これまでの当委員会における審議を踏まえ、具体的な事例を交えて記載するとともに、国際的な枠組みの基準との整合性等に関する資料も記載。

（考え方の例）

次のような場合は、外国にある第三者が整備すべき体制の基準を満たすものとする。

○提供元及び提供先間の契約や、提供元及び提供先に共通して適用されるプライバシーポリシー等において、提供先（外国にある第三者）が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されている場合

○提供先（外国にある第三者）が、APECの越境プライバシールール（CBPR）システムの認証を得ている場合

### 3. 各ガイドライン（案）の概要（3）「第三者提供時の確認・記録義務編」

- ✓ 法第25条・第26条で定められる「個人データの第三者提供時における確認・記録義務」の内容について、法及び施行規則の基本的な解釈を記載。
- ✓ 新たに導入される規律であることを踏まえ、法第25条・第26条が新設された趣旨や、確認記録義務の全体図についても記載。
- ✓ 事業者において円滑に義務を履行できるよう、これまでの当委員会における審議を踏まえ、明文又は解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供や、記録の作成方法等について、事例も交えて記載。

（解釈により確認・記録義務が適用されない例）

「本人による提供」、「本人に代わって提供」、「本人側への提供」、  
「受領者にとって個人データに該当しない場合」 等

（記録の作成方法として認められる例）

「一括して記録を作成」、「契約書等の代替手段」 等

### 3. 各ガイドライン（案）の概要（4）「匿名加工情報編」

- ✓ 「匿名加工情報」（法第2条第9項）及び「匿名加工情報取扱事業者」（法第2条第10項）の定義、並びに、「匿名加工情報の適正な加工」「匿名加工情報等の安全管理措置」「匿名加工情報の作成時・第三者提供時の義務」「識別行為の禁止」について、法及び施行規則の基本的な解釈を記載。
- ✓ 匿名加工情報の加工基準については、これまでの当委員会における審議を踏まえ、施行規則第19条各号に基づき、各分野に共通して必要となる最低限の規律及び事例を記載。

#### （加工基準の考え方）

○加工対象となる個人情報から、以下を削除する。

「特定の個人を識別することができる記述等」、「個人識別符号」、  
「情報を相互に連結する符号」、「特異な記述等」

○上記の他、必要に応じて適切な措置を講ずる。

（例：項目削除、一般化、トップコーディング等）

- ✓ 事業者の理解に資するよう、匿名加工情報の作成には当たらない例として、「統計情報」や「個人情報の安全管理措置の一環として一部の情報を削除等する場合」等も明示。